

タロダ 太郎田 石川郡大野庄に屬する部落。

タロヘヅカ 太郎兵衛塚 ↓トホヅカ 遠塚。

タロマルミヤ 太郎丸宮 能美郡沖に太郎丸宮・次郎丸宮・姉丸宮・豆丸宮といふがあつた。今はすべて併合して沖太郎宮神社となつて居る。

タワダヤシロウ 多和田彌四郎 今枝民部直方近習の士。享保十三年直方の家老黒田次郎左衛門を及殺した爲、切腹を命ぜられた。時に廿三歳。その父はこの時六十餘歳で、民部の家老を勤め、百八十石を領したが、連座して生涯板さくみに禁錮せられた。

タキ 田井 石川郡金浦郷に屬する部落。加那録に『昔は今の小將町(金澤)の邊は、田井村の領にて、劍先先に田井の村落あり。家數百軒許の大村とて、馬も百疋許ありしが、追々町地となり、成瀬内藏助下郎の地へ移り、其後の地へ再轉すといへり。』と見える。今の地は、もと金浦郷の本郷金浦村であつたらうとの説もある。

タキジヨウ 田井城 石川郡田井に在つた。越登賀三州志故墟考に、金浦郷田井村領にあつて、賊將松田次郎左衛門之に居たとし、加那録に、次郎左衛門は今の金澤寶幢寺揚地より奥村助右衛門耶・出羽町へかけて居城とし、本丸は寶幢寺揚地、二ノ丸は松山寺邊、三ノ丸は成瀬氏屋敷邊であつた。細長い繩張で、八坂道はその馬場であつたとする。

の町は明治四年四月戸籍編成の時、田町新道と稱し、十二年郡地を金澤市中へ合併した際純然たる町地に屬した。

タキテンジンシヤ 田井天神社 金澤天神町に鎮座し、明治七年六月椿原神社と改稱した。社記に、往古材木町劍崎辻邊の田井村に社地があつたが、慶長中町並となつた爲今の地に移り、その後寛永十二年厚見左平社頭を造營したが、左平の歿後神職斷絶し、寛文七年春日社高井大和の弟高井備後神勳して代々相繼いだたとある。

タキドウジヨウ 田井道場 石川郡田井に在つた。寶永誌に、この村領に昔松田次郎左衛門居住し、聖徳太子二歳の像を守本尊とした。田井道場に今之を傳へると。この道場は現に善行寺といふものである。

タキノゴヘエ 田井の五兵衛 石川郡田井の人。正保二年十村となり、承應元年より前田利常の改作の事務を掌り、二年持高之内壹町四十七歩を扶持せられ、寛文五年喜兵衛と名を改め、延寶四年病死。子次郎吉同年その後を襲いで御扶持人十村となつた。

タキノセリ 田井の芹 石川郡田井には古へ芹を栽培して名産と稱せられた。元祿三年の草庵集に『年とりや湯涌の蕪田井の芹 匂空』と見える。

タンオウ 但願 金澤時宗玉泉寺五代。興徳院其阿但願和尚。享保六年閏七月九日に他界した。

運が入滅したと記されて居る。白山問答に陀祇所と書かれたのも談議所の誤りである。談議所は法談を行ふ建築物で、正しくは談義所とすべきであらう。

タンギシヨ 談議所 河北郡小坂庄に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄には『談議所村の近所に春日の社有之。往古は七堂伽藍の神宮寺有之。境内にて毎日談議有之。夫故其地を談議所村と申由申傳候。右春日の社は、只今山上村領に有之。』とある。この談議所は、何れかの談議所であらうが、それを山上春日社所屬のものとするは確實でない。

タンギシヨ 談議所 ↓コウシヨウジ 高照寺。タンギシヨノタキ 談議所の瀧 ↓ナルハノタキ 鳴者瀧。

タンギシヨマチ 談議所町 金澤の町名。河北郡談議所村の一部を町地とした故の名である。文政四年二月談議所村領下町を談議所町と町名を立て、本通りの間は春日町へ建込んだとあり、此の時から談議所町は御郡奉行を離れて郡地のまゝ金澤町奉行裁許となり、明治十二年一般の町地となつた。

タンゴ 端午 藩政の時、五月五日は端午の佳辰であるから、物頭以上皆登城し、その服装は帷子・麻上下を用ひた。この日城内では藩侯世嗣の爲土橋御門外堀端に菖蒲兜・菖蒲弓・幟等を陳列し、士庶の男女に之を觀るを許されるが、男子は十五歳以下に限られてゐた。民間でも、俗に菖蒲の節句又は蓬の節句ともいひ、男兒出生して初めてこの佳辰に會する時は、幟・吹貫・小旗等を庭上に樹て、高祿の士には節兜を作るものもあり、屢江戸

に來往する者の家では、江戸の風俗に隨つて、吹貫に鯉を用ひ、幟竿に風車も附するもあつた。この日一般に笹粽を製し、遊戯として菖蒲打を行ひ、戸々軒に菖蒲と蓬とを挿み、又それを浴湯に浮かべ、同日から單衣を着するを例とした。

タンコウシユウ 斷香集 一冊。横山致堂の室蘭蝶の詩集。序に文政九年丙戌菊月蓀坡林瑠撰とある。

タンゴマツリ 團子祭 石川郡御供田の神田神社では、毎年九月二十日各戸から五六個の團子を供進するを例とし、之を團子祭と稱する。

タンゴヤシキ 丹後屋敷 金澤のうち、もと前田丹後長時の邸跡であつたから、後に至るまで丹後屋敷といふた。金谷御殿の北隣で、その間に堀があり、丹後屋敷の方は稍低かつたが、廢藩後地形を變じた。道路を距て、北は神護寺であつた。

ダンシチベエ 團七兵衛 加賀藩士氏家内藏允の弟。前田利長が小松討伐の時、城主丹羽長重の臣であつた。長重流浪の後、慶長八年加賀藩に仕へて祿七百石を賜はり、利常の時三百石を加増せられて千石となつた。子孫相繼いで藩に仕へる。

ダンスウフチメイカイ 段數不知明解 一冊。享保十年金澤の三池流の算者西廣林の著したもので、級數の同次數の和の説明である。この法は廣林の師山本彦四郎がその師三池市兵衛から傳へられた所であつたが、彦四郎事によりてその主前田氏より幽居を命ぜら

る。此の法は廣林の師山本彦四郎がその師三池市兵衛から傳へられた所であつたが、彦四郎事によりてその主前田氏より幽居を命ぜら